

津市インターネット版公報

第 4 号

平成 18 年 2 月 20 日

月曜日

目 次

条 例

- ・津市議会事務局設置条例
- ・津市議会委員会条例

規 則

- ・津市公印規則の一部を改正する規則
- ・津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ・津市物品会計規則の一部を改正する規則

訓 令

- ・津市土地取得等審査委員会規程
- ・津市事務専決規程の一部を改正する訓令

告 示

- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・市議会臨時会の招集
- ・保管屋外広告物の告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・国民健康保険被保険者証の無効告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示

公 告

- ・津市森林整備計画の策定
- ・平成18年1月分津市農地利用集積計画

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留

選管告示

- ・津市長選挙における当選人について
- ・津市議会議員選挙における当選人について

議会規則

- ・津市議会会議規則
- ・津市議会事務局設置条例施行規則
- ・津市議会傍聴規則

議会規程

- ・津市議会公印規程
- ・津市議会委員会傍聴人定員規程
- ・津市議会図書室規程

津市議会事務局設置条例をここに公布する。

平成 18 年 2 月 16 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 264 号

津市議会事務局設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定に基づき、津市議会に事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

2 事務局長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

3 事務局の職員の勤務条件その他身分の取扱い等については、一般職に属する市長の事務部局の職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 18 年 2 月 16 日 掲示済)

津市議会委員会条例をここに公布する。

平成18年2月16日

津市長 松 田 直 久

津市条例第265号

津市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務財政委員会 10人

ア 市長公室の所管に関する事項

イ 防災危機管理室の所管に関する事項

ウ 総務部の所管に関する事項

エ 財務部の所管に関する事項

オ 市民部の所管に関する事項

カ 消防本部及び消防署の所管に関する事項

キ 収入役室の所管に関する事項

ク 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に関する事項

ケ 総合支所所管の上記に関する事項

コ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 教育厚生委員会 10人

ア 健康福祉部の所管に関する事項

イ 教育委員会の所管に関する事項

ウ 短期大学の所管に関する事項

エ 総合支所所管の上記アに関する事項

(3) 経済環境委員会 9人

ア 環境部の所管に関する事項

イ 商工観光部の所管に関する事項

ウ 農林水産部の所管に関する事項

エ 農業委員会の所管に関する事項

オ 競艇事業部の所管に関する事項

カ 総合支所所管の上記アからエまでに関する事項

(4) 建設水道委員会 9人

- ア 都市計画部の所管に関する事項
- イ 建設部の所管に関する事項
- ウ 下水道部の所管に関する事項
- エ 水道局の所管に関する事項
- オ 総合支所所管の上記に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。
- 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（委員会の公開及び傍聴の取扱い）

第19条 委員会は、これを公開する。ただし、次条の規定により委員会を秘密会とする場合は、この限りでない。

2 委員会の傍聴人の定員は、別に定めるところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員会における傍聴の取扱いについては、議会の会議における傍聴の取扱いの例による。

（秘密会）

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

（出席説明の要求）

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第22条 委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、津市議会会議規則（平成18年津市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不穏當な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員及び公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(会議録)

第30条 委員長は、職員をして会議録を調製し、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の会議録には、秘密会の議事並びに委員長が取消しを命じた発言及び委員会の許可を得て取り消した発言は、掲載しない。

3 第1項の会議録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年2月16日 掲示済)

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 2 月 6 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 233 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則(平成 18 年津市規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

別表第 2 を削る。

別表第 1 市長印の項中

之津三印市重戸長県	れい書	方 21	戸籍に関する事項(戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本及び諸証明並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面を除く。)	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
-----------	-----	------	---	------------------------	---

を

」

之津三印市重戸長県	れい書	方 21	戸籍に関する事項(戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本及び諸証明並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明し	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
-----------	-----	------	---	------------------------	---

			た書面を除く。)		
松田	かい書	直径 6	戸籍及びその受付帳の記載事務	市民課戸籍・管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
			外国人登録証明の記載事務	市民課外国人登録担当の担当主幹又は担当副主幹	1
三重県津市長印外	れい書	方 16	外国人の登録に関する事項	市民課外国人登録担当、久居総合支所市民課戸籍住民担当及び各総合支所(久居総合支所を除く。)市民福祉課戸籍住民担当の担当主幹又は担当副主幹	10

に改め、

」

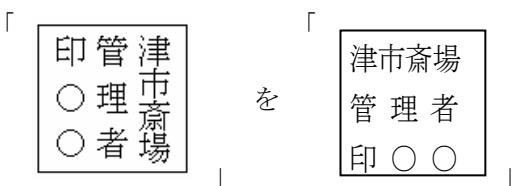
同表市長職務代理者印の項中

者職津 務印市 代理長	れい書	方 16	外国人の登録に関する事項	市民課外国人登録担当の担当主幹又は担当副主幹	1	を
						」

津市長 職務代理 者印外	れい書	方 16	外国人の登録に 関する事項	市民課外国人登録担当、久居総合支所市民課戸籍住民担当及び各総合支所(久居総合支所を除く。)市民福祉課戸籍住民担当の担当主幹又は担当副主幹	10
--------------------	-----	------	------------------	--	----

に改め、

同表斎場管理者印の項中



に改め、同表

を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 18 年 2 月 6 日 掲示済)

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月16日

津市長 松 田 直 久

津市規則第234号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「並びに教育次長」を「、教育次長及び議会事務局長」に、「並びに農業委員会事務局長」を「、農業委員会事務局長並びに議会事務局次長」に改め、「規定する課長」の次に「並びに消防本部、水道局、教育委員会事務局及び議会事務局の課長」を加え、「及び農業委員会事務局次長」を「並びに農業委員会事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年2月16日 掲示済）

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月16日

津市長 松 田 直 久

津市規則第235号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「並びに農業委員会事務局次長」を「、農業委員会事務局次長並びに議会事務局議会総務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年2月16日 掲示済）

津市訓令第35号

庁中一般
出先機関

津市土地取得等審査委員会規程を次のように定める。

平成18年2月8日

津市長 松 田 直 久

津市土地取得等審査委員会規程
(設置)

第1条 本市の公用地及び公共用地の取得、処分等を適正に行うため、津市土地取得等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公用地及び公共用地に関し、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 取得計画及び処分方法に関する事項。
- (2) 取得価額及び処分価額に関する事項。
- (3) その他委員長が特に必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、一件の面積が100平方メートル未満の土地の取得及び処分並びに代替地のために取得した土地の代替地としての処分については、審査事項から除くものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には助役、副委員長には財務部長をもって充てるものとする。
3 委員には、市長公室長、総務部長、市民部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、下水道部長、政策課長、財政課長及び資産税課長をもって充てるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 委員長は、審査する議案内容等の説明及び意見を求めるため、部長（防災危機管理室長、担当理事及び総合支所長を含む。）、久居工事事務所長、課長

（津駅前北部土地区画整理事務所長、津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第3項に規定する室長並びに同条第1項第3号、同条第2項及び同条第6項第1号に規定する担当副参事並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号に規定する担当副参事を含む。）並びに関係職員を会議に出席させることができる。

4 委員長は、会議の審査結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（付議手続）

第6条 部長（市長公室長、防災危機管理室長、担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）は、委員会に付議すべき事項があるときは、審査申請書（第1号様式、第2号様式及び第3号様式）に必要事項を記載し、関係資料を添えて委員長へ提出しなければならない。

（審査結果の通知）

第7条 委員長は、委員会の審査結果について、通知書（第4号様式）により部長へ通知するものとする。

（結果報告）

第8条 部長は、直接購入に係る土地の取得等の事業結果を報告書（第5号様式）により委員長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、財務部契約財産課において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

審査申請書（取得用）

(記号番号)

年月日

(あて先) 津市土地取得等審査委員会委員長

(職名)

氏名

次の土地を取得したいので、申請します。

		担当部課名	
事業名			
用途、買収等の理由及び利用計画など			
所在地			
地目			
買収面積	m ²		
予定価額	年月日現在 算出根拠（）	1m ² 合計	円 円
所有者			
買収時期	年月日から 年月日ごろまで		
取得方法	直接購入・津市土地開発公社へ依頼		
事項区分	物件別補償件数	件	
	造成工事	m ²	

※ 添付書類 位置図・平面図・関係資料各1部

第2号様式（第6条関係）

審　查　申　請　書（処分用）

（記　号　番　号）

年　月　日

（あて先）津市土地取得等審査委員会委員長

（職　名）

氏　名

次の土地を処分したいので、申請します。

		担当部課名	
名　　称			
所　在　地			
事　　由			
処　分　面　積	m ²		
処　分　方　法			
備　　考			

※ 添付書類 位置図・平面図・関係資料各1部

第3号様式（第6条関係）

審査申請書（交換用）

（記号番号）

年月日

（あて先）津市土地取得等審査委員会委員長

（職名）

氏名

次の土地を交換したいので、申請します。

担当部課名		
事業名		
用途、交換等の理由及び利用計画など		
所有者		
所在地		
地目		
交換面積	m^2	m^2
交換差金		
交換時期	年月日から	年月日ごろまで
交換方法		
事項区分	物件別補償件数	件
	造成工事	m^2

※ 添付書類 位置図・平面図・関係資料各1部

第4号様式（第7条関係）

通 知 書

(記号番号)

年 月 日

(職名) 様

津市土地取得等審査委員会
委員長（氏名）

年 月 日付け（記号番号）で審査申請のあったことについては、第回
津市土地取得等審査委員会で審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

		担当部課名
審査結果		
事業名		
所在地		
取得又は 処分面積		m ²
所有者		
備考	(第回津市土地取得等審査委員会 開催日 年 月 日)	

第5号様式（第8条関係）

報 告 書

（記号番号）

年 月 日

（あて先）津市土地取得等審査委員会委員長

（職名）

氏名

取得
年 月 日付け 年度（記号番号）で通知のあった土地の 处分 に 関
交換
する事業については、次のとおりです。

担当部課名	
1 完了	
2 不調（理由）)
事業名	
所在地	
地目	
取得又は処分面積	m ²
取得又は処分価額	円
所有者	
契約日	
財源	
備考	

（平成18年2月8日掲示済）

津市訓令第36号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年2月16日

津市長 松 田 直 久

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」を「基づく」に改める。

第2条中「及び防災危機管理室長」を「、防災危機管理室長及び事務吏員たる議会事務局長」に改め、「室次長」の次に「及び事務吏員たる議会事務局次長」を加え、「及び津駅前北部土地区画整理事務所長」を「、津駅前北部土地区画整理事務所長並びに事務吏員たる議会総務課長及び議事課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（平成18年2月16日 掲示済）

津市告示第73号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月1日

津市長職務執行者 近藤康雄

- 1 撤去した年月日 平成18年2月1日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月1日 掲示済）

津市告示第74号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月2日

津市長職務執行者 近藤康雄

- 1 撤去した年月日 平成18年2月2日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月2日 掲示済）

津市告示第 75 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 3 日

津市長職務執行者 近藤 康雄

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1446 番地

代表者 紀平武則

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	丸山昇 津市安濃町川西 1417 番地
	変更後	紀平武則 津市安濃町川西 1456 番地 3

3 変更の年月日

平成 18 年 1 月 15 日

4 変更の理由

定期総会において新任

（平成 18 年 2 月 3 日 揭示済）

津市告示第76号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月3日

津市長職務執行者 近藤康雄

- 1 撤去した年月日 平成18年2月3日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月3日 掲示済）

津市告示第77号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月7日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月7日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月7日 掲示済）

津市告示第78号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月8日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月8日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月8日 掲示済）

津市告示第79号

平成18年第1回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年2月9日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成18年2月16日

2 招集の場所

津市議会議場

3 会議の事件

- (1) 専決処分の承認について
- (2) 専決処分の承認について
- (3) 専決処分の承認について
- (4) 専決処分の承認について
- (5) 専決処分の承認について
- (6) 専決処分の承認について
- (7) 専決処分の承認について
- (8) 専決処分の承認について
- (9) 専決処分の承認について
- (10) 専決処分の承認について
- (11) 専決処分の承認について
- (12) 専決処分の承認について
- (13) 専決処分の報告について
- (14) 専決処分の報告について
- (15) 専決処分の報告について
- (16) 津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について

(平成18年2月9日 掲示済)

津市告示第80号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第19条の2第1項の規定により下記のとおり広告物又は掲出物件を保管していますので、返還を希望する者は申し出てください。

平成18年2月9日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件を除去した日	2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所	3 保管した広告物又はくは掲出物件の名称又は種類及び数量
自 平成18年 1月 6日 至 平成18年 1月 25日	高茶屋小森町・雲出本郷町、半田・三重町津興	はり札等 5枚 立看板等 6枚

連絡先

津市役所 建設部 道路維持課
電話番号 059-235-5655

(平成18年2月9日 掲示済)

津市告示第81号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月9日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月9日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月9日 掲示済）

津市告示第82号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月10日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月10日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月10日 掲示済）

津市告示第83号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月13日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月13日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月13日 掲示済）

津市告示第84号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月14日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月14日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月14日 掲示済）

津市告示第85号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成17年12月27日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0018671
- 2 交付年月日 平成17年12月27日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第86号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年2月1日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0101241
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第87号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年1月7日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0149153
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第88号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年1月27日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0161646
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第89号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成17年12月30日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0163212
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第90号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年2月5日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0265256
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第91号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年2月7日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0411058
- 2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第92号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年2月5日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 記号番号 0447748
- 2 交付年月日 平成18年1月6日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第93号

下記に係る国民健康保険被保険者証は、平成18年1月25日から無効であることを告示する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

1 記号番号 0836544

2 交付年月日 平成17年10月1日

(平成18年2月15日 掲示済)

津市告示第94号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月15日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月15日 掲示済）

津市告示第95号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年2月16日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年2月16日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年2月16日 掲示済）

津市公告第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により津市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、津市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了するまでに、津市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成18年2月2日

津市長職務執行者 近藤康雄

1 縦覧場所

津市役所農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

自 平成18年 2月 2日

至 平成18年 3月 4日

（平成18年2月2日 掲示済）

津市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成18年2月10日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

（平成18年2月10日 掲示済）

津市公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月13日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成18年2月2日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居小野辺町字君ヶ池1163-2ほか3筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

多気郡明和町大字金剛坂1356

池田建設株式会社

代表取締役 池田 幸弘

(平成18年2月13日 掲示済)

津市公告第8号

平成18年2月9日、次のとおり狂犬病予防法第6条第1項の規定により犬を抑留しました。

平成18年2月13日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成18年2月16日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑	茶	オス	中	不明	黒の首輪 太っている

2 公示期間 平成18年2月13日から平成18年2月15日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津地方県民局保健福祉部衛生指導グループ

電話 059-223-5191

(平成18年2月13日 掲示済)

津市公告第9号

平成18年2月13日、次のとおり狂犬病予防法第6条第1項の規定により犬を抑留しました。

平成18年2月15日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成18年2月20日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	片田町	雑	白	メス	小	不明	

2 公示期間 平成18年2月15日から平成18年2月20日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津地方県民局保健福祉部衛生指導グループ

電話 059-223-5191

(平成18年2月15日 掲示済)

津市選挙管理委員会告示第50号

平成18年2月5日執行の津市長選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成18年2月6日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

津市一志町小山854番地88 松田直久
(平成18年2月6日掲示済)

津市選挙管理委員会告示第51号

平成18年2月5日執行の津市議会議員選挙において、次の者が当選人となつたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成18年2月6日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

住所	氏名
津市河辺町1777番地	田村 宗博
津市片田新町88番地11	川崎 正次
津市美里町家所2497番地	永田 正
津市安濃町田端上野874番地122	小谷 智子
津市安濃町栗加457番地	海野 武司
津市渋見町308番地8	加藤 美江子
津市河芸町東千里8番地11	和田 甲子雄
津市雲出本郷町1461番地50	田端 隆登
津市白塚町928番地	豊田 光治
津市美里町北長野500番地	箕田 正毅
津市半田1932番地	岡村 武
津市河芸町千里ヶ丘78番地13	横山 敦子
津市高茶屋小森町1707番地272	中村 勝春
津市相生町257番地	前田 勝彦
津市白塚町1182番地47	竹沢 陽一
津市八町一丁目10番13号	川瀬 利夫
津市芸濃町雲林院594番地	杉谷 育生
津市東丸之内6番15号	小菅 雅司
津市桜橋二丁目61番地	小野 欽市
津市一身田町626番地	岡 幸男
津市木造町2509番地4	川口 和雄
津市久居桜が丘町1711番地51	平岡 益生
津市河芸町浜田662番地3	落合 壽
津市白山町三ヶ野2903番地1	大野 寛
津市雲出長常町858番地4	坪井 年明
津市白山町岡246番地	岡本 知順
津市大里山室町1435番地	中川 隆幸
津市野田21番地147	水谷 友紀子
津市半田766番地2	田矢 修介
津市丸之内21番31号	村田 彰久
津市庄田町2538番地2	植田 征洋
津市久居新町1064番地3	八太 正年
津市一身田町2790番地	鈴木 雅彦
津市南が丘四丁目24番地13	田中 勝博
津市白塚町1番地129	橋村 清悟
津市上浜町二丁目62番地	山岡 祥郎
津市久居持川町2277番地1	辻 美津子
津市久居野村町372番地291	藤岡 和美

(平成18年2月6日 掲示済)

津市議会会議規則をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規則第1号

津市議会会議規則

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第12条）
- 第2節 議案及び動議（第13条—第18条）
- 第3節 議事日程（第19条—第23条）
- 第4節 選挙（第24条—第32条）
- 第5節 議事（第33条—第46条）
- 第6節 秘密会（第47条・第48条）
- 第7節 発言（第49条—第65条）
- 第8節 表決（第66条—第75条）
- 第9節 会議録（第76条—第80条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第81条—第85条）
- 第2節 審査（第86条—第102条）
- 第3節 秘密会（第103・第104条）
- 第4節 発言（第105条—第116条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第117条・第118条）
- 第6節 表決（第119条—128条）

第3章 請願（第129条—第135条）

第4章 辞職及び資格の決定（第136条—第140条）

第5章 規律（第141条—第149条）

第6章 懲罰（第150条—第155条）

第7章 議員の派遣（第156条）

第8章 補則（第157条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参考）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第2条第1項に規定する日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第

1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員数が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるとときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者と共に連署し、その他のものについては議員定数の12分の1以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては議員定数の12分の1以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

（議題の宣告）

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第36条 会議に付する事件は、第131条（請願の委員会付託）に規定する

場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

（委員長の報告及び少数意見者の報告）

第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の規定による報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第42条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。

ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告をした者がすべて発言を終わった後

でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復すことができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならぬ。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるとときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第59条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第67条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第68条 表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票又は無記名投票）

第71条 記名投票又は無記名投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とするものは反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合には、議員の氏名も併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第73条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなけ

ればならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 諸般の報告
- (8) 会議に付した事件
- (9) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (10) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第77条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第80条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第81条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第82条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第83条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第84条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第85条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるとときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第86条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第87条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第88条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第89条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第90条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（動議の撤回）

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

（委員の議案修正）

第92条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第93条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第94条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第95条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務等の調査）

第96条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

（委員の派遣）

第97条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第98条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（少数意見の留保）

第99条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようと
する場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出
されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第100条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要と
するときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第101条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、
委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第102条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認
めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

（指定者以外の者の退場）

第103条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長
の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第104条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

（発言の許可）

第105条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言するこ
とが
でき
ない。

（委員の発言）

第106条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることが
で
き
る。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りで
ない。

（発言内容の制限）

第107条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその
範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わ
ない場合は、発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認める
ときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くこと

ができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第109条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第110条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第111条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第112条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第113条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第114条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。

ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第115条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第116条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合

において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第117条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第118条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第119条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第121条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第122条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第123条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票又は無記名投票)

第124条 記名投票又は無記名投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合には、議員の氏名を併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第125条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、及び第31条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第126条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第127条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第128条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第129条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印のうえ、議員の紹介により議長に提出しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第130条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは紹介者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第131条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第132条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

（1）採択すべきもの

（2）不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第136条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第137条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第138条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第139条 前条の要求については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第140条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第141条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第143条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第144条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第145条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第146条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第147条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第148条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第149条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第150条 懲罰の動議は、文書をもって法第135条第2項に規定する発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条（秘密の保持）第2項又は第104条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第151条 懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第153条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に

更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第154条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第155条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

（議員の派遣）

第156条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年2月16日 掲示済）

津市議会事務局設置条例施行規則をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規則第2号

津市議会事務局設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市議会事務局設置条例（平成18年津市条例第264号）第3条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課及び担当の設置)

第2条 事務局に次に掲げる課及び担当を設置する。

議会総務課 管理担当

議事課 議事調査担当 議事法務担当

(各課及び担当の分掌事務)

第3条 事務局各課及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

議会総務課

管理担当

- ア 議会に係る公印の保管に関すること。
- イ 議員の身上並びに議員の報酬、費用弁償及び期末手当等に関すること。
- ウ 議会の予算、決算及び会計経理に関すること。
- エ 事務局の職員に係る人事及び給与等に関すること。
- オ 儀式、交際及び涉外に関すること。
- カ 文書の收受、発送、編さん及び保管等に関すること。
- キ 議員及び事務局の職員に係る服務及び研修に関すること。
- ク 市議会議長会及び市議会議員共済会等に関すること。
- ケ 議場その他事務局の所管に属する室等の管理に関すること。
- コ 車両の管理に関すること。
- サ 事務局の庶務に関すること。

議事課

(1) 議事調査担当

- ア 議会の会議、委員会その他議会における諸会議に関すること。
- イ 会議録の編集及び保管に関すること。

- ウ 議員及び委員会の委員の出席及び欠席に関すること。
- エ 議会における選挙に関すること。
- オ 議決に係る事件の処理及び議会における諸会議の結果報告に関すること。
- カ 津市議会図書室における図書の整理・保管に関すること。
- キ 議会に係る刊行物の編集及び発刊に関すること。
- ク 照会に係る事項に関すること。
- ケ 情報の収集、整理、提供及び保管に関すること。
- コ その他議事及び調査に関すること。

(2) 議事法務担当

- ア 議案、意見書並びに請願及び陳情等に関すること。
- イ 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 議員提出議案の審査に関すること。

(職制及び職務)

第4条 事務局に事務局次長を置くことができる。

- 2 課に課長を、担当に担当主幹又は担当副主幹を置く。
- 3 事務局長及び前2項に規定する職の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 事務局長 議長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (2) 事務局次長 事務局長を補佐して、あらかじめ定められた事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (3) 課長 上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (4) 担当主幹 課長を補佐して、あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (5) 担当副主幹 あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の職制及び職務については、市長の事務部局の例による。

(事務の相互援助)

第5条 第3条の規定にかかわらず、事務処理上特に必要がある場合は、事務局長

又は課長において、適宜他の課又は担当の所属職員に援助させることができる。

(事務の執行)

第6条 事務は、すべて議長の決裁を経なければ執行することができない。た

だし、次条に規定するものについては、この限りでない。

（専決事項）

第7条 事務局長、事務局次長、課長及び担当主幹の専決事項は、別表のとおりとする。

（事務処理等）

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局の事務処理、議会の保有する個人情報の保護等及び公文書の開示並びに文書の収受、処理、編さん、保存等については、市長の事務部局の例による。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

専決事項	決裁区分			
	担当 主幹	課長	事務局 次長	事務 局長
1 事務事業の実施に関すること。		軽易な もの	やや重 要なもの	重要な もの
2 市議会議長会等に関すること。		軽易な もの	やや重 要なもの	重要な もの
3 市議会議員共済会に関すること。		軽易な もの	やや重 要なもの	重要な もの
4 議決又は決定事項の通知及び報告に関すること。		○		
5 議会の広報の発行に関すること。		○		
6 議決証明書の交付に関すること。		○		
7 各種調査統計資料の収集に関すること。	○			

(平成18年度2月16日 掲示済)

津市議会傍聴規則をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規則第3号

津市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴席等の定員)

第3条 一般傍聴席の定員は、60人とする。

2 報道関係者席の定員は、15人とする。

(傍聴人名簿への記入及び傍聴券の交付)

第4条 一般席で傍聴しようとする者は、その旨を係員に申し出て傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記入した後、一般傍聴券の交付を受け、先着順に着席しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者がその団体の名称、代表者の住所及び氏名並びに傍聴しようとする者の人数を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(報道関係者席での傍聴)

第5条 報道関係者席で傍聴することができる者は、議長の認めた報道関係者とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと

認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年2月16日 掲示済)

津市議会公印規程をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規程第1号

津市議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津市議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の範囲)

第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、使用の範囲、公印取扱責任者等は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理に関する事務は、事務局長が総括する。

2 事務局長は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の保管)

第5条 公印は、常に堅固な容器に納め、確実に保管しなければならない。

2 公印は、特に議長の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第6条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の決裁を得なければならない。

(告示)

第7条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、当該公印の名称、印影及び使用開始又は廃止の年月日その他必要な事項を告示しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印の押印を受けようとする者は、押印を受けようとする文書に原議その他の証拠書類を添えて事務局長に提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	形式	書体	寸法 (mm)	使用の範囲	公印取扱責任者	個数
議長印	三重県 津市議会 議長之印	れい書	方 30	辞令・表彰	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
議長印	三重県 津市議 会議長印	れい書	方 21	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
議長印	津市議 会議長 之印	れい書	方 9	職員身分証 明書記載事 項訂正用	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
副議長印	三重県 津市議会 副議長印	れい書	方 21	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
委員会委 員長印	長委 印員	れい書	方 18	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
特別委員 会委員長 印	員特 長印 別委	れい書	方 18	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
議会印	会津 市議 之印	れい書	縦 25 横 20	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
事務局長 印	津市議 会事務 局長印	れい書	方 18	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1
事務局印	局会津 之事務 印務議	れい書	方 21	一般	議会総務課管理 担当の担当主幹 又は担当副主幹	1

別記様式（第4条関係）

津市議会公印台帳

印影	公印名	
	使用開始	年月日
	使用廃止	年月日
	廃棄	年月日
	公印取扱責任者	
寸法	氏名	保管年月日
		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
品質		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
用途		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
廃棄方法		年月日から 年月日まで
		年月日から 年月日まで
	使用廃止理由	

(平成18年2月16日掲示済)

津市議会委員会傍聴人定員規程をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規程第2号

津市議会委員会傍聴人定員規程

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴人の定員は、それぞれ個々の委員会につき10人とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成18年2月16日 掲示済）

津市議会図書室規程をここに公布する。

平成18年2月16日

津市議会議長 中川 隆幸

津市議会規程第3号

津市議会図書室規程

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 図書の閲覧（第6条—第11条）

第3章 補則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 津市議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第17項の規定に基づき、津市議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

（備付図書）

第2条 図書室は、議員及び市議会関係者の調査研究及び市政運営の参考に資するため、次に掲げる刊行物等を収集し、及び保管する。

（1） 法第100条第15項の規定により送付を受けた官報その他の政府の刊行物

（2） 法第100条第16項の規定により送付を受けた三重県公報その他の刊行物

（3） 本市の公報その他適当な本市の刊行物

（4） 適当な各都市の刊行物

（5） 地方自治に関する刊行物

（6） その他一般図書、新聞、雑誌等

（利用者の範囲）

第3条 図書室は、議員のほか、議会事務局職員及び本市の職員が利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、図書室を一般に利用させることができる。

（開室時間）

第4条 図書室の開室時間は、議会事務局の執務時間による。

(管理者)

第5条 図書室は、議長がこれを管理する。

第2章 図書の閲覧

(室内閲覧の手続)

第6条 図書室において図書を閲覧しようとする者は、係員に申し出てその承認を得なければならない。

(室外閲覧の手続)

第7条 図書の室外閲覧をしようとする者は、係員の許可を得て図書貸出簿に所要の事項を記入し、署名しなければならない。

(室外閲覧の期間)

第8条 前条の規定による室外閲覧の期間は、10日以内とする。

(室外閲覧期間中の返還)

第9条 室外閲覧図書は、その期間中であっても、必要があるときは、返還を求めることができる。

(図書の補修及び弁償)

第10条 閲覧図書を汚損したときは、補修して返納しなければならない。

2 紛失その他の事由により閲覧図書を返納することができないときは、その旨を届け出て、同一の図書又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(図書の返納)

第11条 閲覧を終了したときは、直ちにその図書を係員に返納しなければならない。

第3章 補則

(寄贈図書)

第12条 寄贈を受けた図書には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記載して、永くその好意を表するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、図書室の運営等に関しては議長が議会運営委員会と協議してこれを処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成18年2月16日 掲示済)